

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成31年3月18日午前10時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 17名
2. 出 席 委 員 16名にしてその氏名は次のとおり
1番 沼部 清伸 2番 高橋 誠一 3番 高橋 善一
4番 船山 利美 5番 安達 芳紀 6番 小野 博
7番 遠藤 敬一 8番 佐藤 一志 9番 浅野 厚司
10番 高橋 隆 11番 錦郡 昌之 12番 島崎 栄一
13番 大河原 清 15番 峠田 一徳 16番 本間 仁一
17番 黒澤 ちよ子
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり
14番 大武 伸彦
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 小関 宏司
同 上 事務局長補佐 大坂 登啓
同 上 振興係長 嶋貫 幹子
5. 付 議 事 件 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報 第5号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 報 第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 報 第7号 農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金裁定請求に係る報告について
日程第7 議第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第8 議第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第9 議第12号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第10 議第13号 南陽市農用地利用配分計画案に係る意見決定について
日程第11 議第14号 平成31年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について
日程第12 承 第1号 事務局職員の任免について

6. 会議の要領
議長（沼部会長）

（開会：ときに午前10時30分）

平成31年3月18日南農委告示第3号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は16名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、14番大武伸彦委員の1名であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。

15番峠田一徳委員、16番本間仁一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 15番 峠田 一徳 委員
16番 本間 仁一 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4報第5号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました報第5号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成31年2月27日付け農第847号で南陽市長から本委員会に対し3月1日付けで13件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長）

なしの声がありますので、報第5号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長）

次に日程第5報第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

議長（沼部会長）

次に日程第7議第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、所有権移転4件、賃借権設定14件、賃借権移転が11件、合計29件の許可申請があったのでご提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 277㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外1筆 田 合計1,030㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
3番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲田 1,031㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
4番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 248㎡を、所有権移転したい旨の申出があったものです。
5番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 5,120㎡ を新規の10年契約で11月30日支払金納となっております。
6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計5,910㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。
7番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計4,107㎡を新規の5年契約で、12月31日支払、金納となっております。
8番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外6筆 田 合計11,966㎡を新規の10年契約で、12月31日支払、金納となっております。
9番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外7筆 の田 合計14,771㎡を新規の10年契約で、12月31日支払、金納となっております。

10番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外4筆 田 合計5,859㎡を新規の10年契約で、12月31日支払、金納となっております。

11番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外2筆 畑 合計1,902㎡を解除条件付新規の3年契約で、11月30日支払、金納となっております。

12番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1,044㎡ を新規の5年契約で、10月30日支払、物納となっております。

13番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 2,089㎡を新規の5年契約で10月31日支払、物納となっております。

14番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1,031㎡を新規の10年契約で11月30日支払金納となっております。

15番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1,031㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。

16番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1,031㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。

17番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計2,035㎡ を新規の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。

18番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 3,055㎡を新規の5年契約で11月30日支払、物納となっております。

19番につきましては、■■■■と■■■■との間で、▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計5,661㎡を賃借権の移転をするものです。

20番につきましては■■■■と■■■■との間で、▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計2,339㎡を賃借権の移転をするものです。

21番につきましては、■■■■と■■■■との間で、▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計5,285㎡を賃借権の移転をするものです。

22番につきましては、■■■■と■■■■との間で、▲▲字▲▲ 田 1,523㎡を賃借権の移転をするものです。

23番につきましては、■■■■と■■■■との間で、▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計7,073㎡を賃借権の移転をするものです。

大坂事務局長補佐

24番につきましては、■■■■と■■■■との間で、▲▲字▲▲外3筆 田 合計4,899㎡を賃借権の移転をするものです。

25番につきましては、■■■■と■■■■との間で、▲▲字▲▲外4筆 田 合計5,736㎡を賃借権の移転をするものです。

26番につきましては、■■■■と■■■■との間で、▲▲字▲▲外2筆 田 合計2,820㎡を賃借権の移転をするものです。

27番につきましては、■■■■と■■■■との間で、▲▲字▲▲田 1,031㎡を賃借権の移転をするものです。

28番につきましては、■■■■と■■■■との間で、▲▲字▲▲田 1,646㎡を賃借権の移転をするものです。

29番につきましては、■■■■と■■■■との間で、▲▲字▲▲田 1,044㎡を賃借権の移転をするものです。

議長（沼部会長）

ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。議第10号1番、5番、6番、10番、19番の内▲▲について、2番高橋誠一委員より報告をお願いいたします。

2番
（高橋誠一委員）

3月18日に現地調査を行ってきました。申請地はすべて耕作され、周辺農地に影響ないことを確認してきました。

議長（沼部会長）

次に、2番、3番、14番、15番、16番の現地調査について、9番浅野厚司委員より報告をお願いします。

9番
（浅野厚司委員）

3月21日に現地調査を行ってきました。申請地はすべて耕作され、周辺農地に影響ないことを確認しております。

議長（沼部会長）

次に、4番、7番、8番、9番、18番の現地調査について、3番高橋善一委員より報告をお願いします。

3番
（高橋善一委員）

4番はさくらんぼ園で、耕作されています。その他は田ですが、常に通っているところで、耕作されており、周辺農地に影響ないことを報告します。

議長（沼部会長）

次に、19番の内柵塚、20番から29番の現地調査について、5番安達芳紀委員より報告をお願いします。

5番
（安達芳紀委員）

3月20日に現地調査を行ってきました。全てが耕作や草刈されており、周辺農地に影響ないことを確認してきました。

議長（沼部会長）

次に、11番、17番の現地調査について、事務局より報告をお願いします。

大坂事務局長補佐

14番大武伸彦委員より連絡を受けております。全ての農地が耕作され周辺農地に影響ないとの報告を受けております。

議長（沼部会長） 次に、12番、13番の現地調査について、8番佐藤一志委員より報告をお願いします。

8番 全て管理され、周辺農地に影響ないことを確認してきました。

（佐藤一志委員）

議長（沼部会長） お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が1名おりますので分割して審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（沼部会長） 始めに、議第10号12番、13番の案件について、審議いたします。

ここで、5番 安達芳紀 委員の退席を求めます。

…………… 5番安達芳紀委員退席（ときに午前10時50分）……………

議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

この案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 許可とすることが全員と認めます。

よって本案件は申請どおり許可することに決しました。

ここで、5番安達芳紀委員の復席を求めます。

…………… 5番安達芳紀委員復席（ときに午前10時51分）……………

議長（沼部会長） これより議第10号12番、13番以外の案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長） 異議なしと認めます。

よって、一括して審議いたします。

この案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………

- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ……………全員挙手……………
許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第8議第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し5件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました但事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が、■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 32㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
2番につきましては、■■■■が、■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 365㎡を所有権移転し、一般住宅を建設するため申請があったものです。
当該地は、農地区分第2種農地と判断できますが、例外規定の集落接続であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
3番につきましては、■■■■外1名が、■■■■に、▲▲字▲▲外10筆 畑 合計1,404.77㎡を所有権移転し、5区画の建売分譲するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第1種農地と判断できますが例外規定の集落接続であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

大坂事務局長補佐 4番につきましては、■■■■が、■■■■に、▲▲字▲▲ 田
3,807㎡を所有権移転し、1区画の宅地分譲するため申請があった
ものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、
許可要件を満たすと考えます。

5番につきましては、■■■■が、■■■■に、▲▲字▲▲ 畑
525㎡を所有権移転し、1区画の宅地分譲するため、申請があったも
のです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、
許可要件を満たすと考えます。

議長（沼部会長） ここで現地確認について17番黒澤ちよ子委員より報告お願いま
す。

17番 3月18日に、私と高橋誠一委員、大坂補佐、嶋貫主任の4名で、
(黒澤ちよ子委員) 5条5件の現地調査を行ってまいりました。

1番については、すでに住宅が建築されていました。住宅の一部が
農地部分にはみ出していたために、このたび申請があったようです。
施工業者から始末書が提出されていることを確認しました。

そのほかの案件について、申請どおりであったことをご報告申し上
げます。

議長（沼部会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。

……なしの声……

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見
を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

……全員挙手……

議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第9議第12号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る
決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第12号「南陽市農用地利用集積計画の策
定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成31年3月13日付け農第905号をもって、南陽市長
から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて
賃借権設定21件の農用地利用集積計画を策定したいので当該計画
について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう

小関事務局長

求められておりますので、ご提案するものであります。
ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長

1番につきましては、■■■■と、■■■■ の間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、6, 512㎡ 外2筆 合計10, 012㎡を新規の10年契約で、12月1日支払、物納 となっております。

2番につきましては、■■■■と、■■■■ の間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、108㎡ 外6筆 合計6, 640㎡を再設定の5年契約で、12月31日支払、金納 となっております。

3番につきましては、■■■■と、■■■■ の間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、2, 985㎡ を再設定の5年契約で、12月31日支払、金納 となっております。

4番につきましては、■■■■と、■■■■ の間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、7, 270㎡ を新規の10年契約で、11月30日支払、金納 となっております。

5番につきましては、■■■■と、■■■■ の間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、1, 537㎡ 外4筆 合計5, 853㎡ を新規の10年契約で、12月31日支払、金納 となっております。

6番につきましては、■■■■と、■■■■ の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1, 856㎡ 外1筆 合計 5, 038㎡を、新規の10年契約で、11月30日支払、金納 となっております。

7番につきましては、■■■■と、■■■■ の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1, 453㎡ 外2筆 合計 4, 304㎡ を、新規の10年契約で、11月30日支払、金納 となっております。

8番につきましては、■■■■と、■■■■ の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、51㎡ 外3筆 合計8, 847㎡を、新規の10年契約で、11月30日支払、金納 となっております。

9番につきましては、■■■■と、■■■■ の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、3, 161㎡ 外2筆 合計8, 669㎡を、新規の10年契約で、11月30日支払、金納 となっております。

10番につきましては、■■■■と、■■■■ の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1, 829㎡ を、新規の10年契約で、11月30日支払、金納 となっております。

嶋貫振興係長

11番につきましては、■■■■と、■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、3,368㎡を、新規の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。

続きまして、12番から21番は中間管理事業によるものとなります。

12番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1,246㎡外2筆合計1,741㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

13番につきましては、■■■■とやまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1,012㎡を、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

14番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1,018㎡外1筆合計3,980㎡を、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

15番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、2,062㎡外2筆合計5,095㎡を、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

16番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1,312㎡外2筆合計3,930㎡を、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

17番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1,307㎡外1筆合計1,739㎡を、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

18番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、2,476㎡を、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

19番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1,395㎡外2筆合計4,699㎡を、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

20番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、2,228㎡を、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

21番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1,438㎡を、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

これより審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

- 議長（沼部会長） 異議なしと認めます。
それでは一括して審議いたします。
これより本案件について質疑意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
- 議長（沼部会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 決定することが全員と認めます。
よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第10議第13号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 　ただ今上程されました議第13号「南陽市農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は平成31年3月12日付け農第902号をもって、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された、農用地利用配分計画案について同法第19条第3項により意見を求められたので、別紙のとおり提案するものです。
ご審議のうえ、意見の決定をくださいますようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より説明がありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。
- 嶋貫振興係長 　区域名は全域、借受者は、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■
■さんの1法人3個人、貸付者は、■■■■■外9名で、▲▲字▲▲の田、1, 246㎡ 外19筆、合計28, 338㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、平成31年5月29日から、平成41年3月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。
- 議長（沼部会長） 　お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思います。
これにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………
議長（沼部会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決
しました。
ここで議長を島崎栄一会長職務代理に交代いたします。

……………島崎会長職務代理、議長席へ移動……………
議長（島崎会長代
理） 議長を交代しました。
議長（島崎会長代
理） それでは、始めに議第13号99-01から107-01について、審議い
たします。
ここで、1番沼部清伸委員の退席を求めます。

……………1番沼部清伸委員退席（ときに午11時10分）……………

議長（島崎会長代
理） これより本案件について、審議に入ります。
この案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………
議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について妥当と認められる委員は
挙手を願います。

……………全員挙手……………
議長（沼部会長） 妥当とすることが全員と認めます。
よって本案件は妥当である旨の意見を付することに決しました。
ここで、1番沼部清伸委員の復席を求めます。

……………1番沼部清伸委員復席（ときに午前11時11分）……………
議長（島崎会長代
理） ここで、議長を沼部会長に交代いたします

……………沼部会長、議長席へ移動……………
議長（沼部会長） 議長を交代しました。

議長（沼部会長） それでは次に、議第13号108-01について審議いたします。
ここで、9番浅野厚司委員の退席を求めます。

……………9番浅野厚司委員退席（ときに午前11時11分）……………

議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。

……………なしの声……………
議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について妥当と認められる委員は
挙手を願います。

……………全員挙手……………
議長（沼部会長） 妥当とすることが全員と認めます。
よって本案件は妥当である旨の意見を付することに決しました。
ここで、9番浅野厚司委員の復席を求めます。

……………9番浅野厚司委員復席（ときに午前11時12分）……………
議長（沼部会長） 次に議第13号105-01から106-03の案件について、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………
議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………
議長（沼部会長） 妥当とすることが全員と認めます。
よって本案件は妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長） 次に、日程第11議第14号「平成31年度南陽市農業委員会活動方針の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました、議14号「平成31年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、来年度の南陽市農業委員会活動の方針等について策定致したため「基本方針」及び「重点活動方針」としてご提案するものがあります。
なお、この方針案につきましては、振興専門委員会において検討いただいたものとなっております。
ご審議の上決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より説明ありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長 (補足説明する)

議長（沼部会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………
議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑を終結いたします。
本案件について表決いたします
お諮りします、ただ今の案件について、原案のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

- 議長（沼部会長） 原案のとおり決定することが全員と認めます。
よって本案は原案のとおり決定することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第12承第1号「事務局職員の任免について」を上程いたします。
ここで事務局長以外の職員の退席を求めます。
…………事務局職員、退席する（ときに午前11時21分）…………
- 提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました承第1号「事務局職員の任免について」の提案理由を申し上げます。
事務局職員の任免につきましては農業委員会等に関する法律第26条第3項で農業委員会が任免すると規定されております。
このことから委員会の承認を求めるものでございます。
なお職員の内示につきましては本日22日午後1時30分となっておりますので、それまで取り扱いについては、ご配慮を賜りたいと存じます。
内容につきましては会長より申し上げます。
- 議長（沼部会長） それでは私より申し上げます。
さきほど市長と協議してまいりました。
結果につきましては、別紙のとおりです。
- 議長（沼部会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。
- …………なしの声…………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので承第1号は承認いただいたものと認めます。
- 議長（沼部会長） ここで事務局職員の復席を求めます。
…………事務局職員、復席する（ときに午前11時25分）…………
- 議長（沼部会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成31年2月18日付け南農委告示第3号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。
(閉会：ときに午前11時26分)